

ワッカの森キャンプ場 利用規約 キャンプ

(適用範囲)

第1条

1. 当キャンプ場が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
2. 当キャンプ場が法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

(利用契約の申込み)

第2条

1. 当キャンプ場に利用契約をしようとするもの者は、次の事項を当キャンプ場に申し出て頂きます。
 - (1) 利用者名
 - (2) 利用日・利用宿泊数
 - (3) 利用料金(原則として別表第1の利用料金による)
 - (4) その他キャンプ場が必要と認める事項
2. 宿泊の利用客が、宿泊中に前事項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当キャンプ場は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(利用契約の成立等)

第3条

利用契約は、当キャラクター場が前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当キャンプ場が承諾をしなかった事を証明した時は、この限りではありません。

第4条

当キャンプ場は、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じない事があります。

- (1) 利用の申し込みが、この約款によらない時。
- (2) 満室によりサイトの余裕がない時。
- (3) 利用しようとする者が、利用に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時。
- (4) 利用しようとする者が、次のアからウのいずれかに該当すると認められる時。
 - ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下【暴力団】という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下【暴力団員】という。)暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人市の他の団体である時。
 - ウ 法人でその役員のうちに暴力団員該当するものがあるもの
- (5) 利用しようとする者が、他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をした時。
- (6) 利用しようとする者が、伝染病であると明らかに認められる時。
- (7) 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた時。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができない時。

(利用客の契約解除権)

第5条

1. 利用客は、当キャンプ場に申し出て、利用契約を解除することができます。
2. 当キャンプ場は、利用客がその責めに帰すべき事由により、違反金を申し受けます。
3. 当キャンプ場は、日帰りの利用客が連絡なしに当日の午後1時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない場合、宿泊の利用客が連絡なしに宿泊当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない場合は、その利用契約は利用客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当キャンプ場の契約解除権)

第6条

当キャンプ場は、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用客が利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められた時、又は同行為をしたと認められる時。
- (2) 利用客が次のアからウのいずれかに該当すると認められる時。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力関係者その他の反社会的勢力
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - ウ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 利用客が他の利用客に著しい迷惑を及ぼすと言動をした時
- (4) 利用客が伝染病であると明らかに認められる時。
- (5) 利用に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた時。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができない時。
- (7) 消防用設備などに対するいたずら、その他の当キャンプ場が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わない時。

(キャンプ場の使用時間)

第7条

宿泊客が当キャンプ場のサイトを使用できる時間は、午後1時から翌朝10時までとします。ただし、アーリーチェックインの宿泊客は、午前10時から翌朝10時までとします。また、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用する事ができます。

(利用規則の遵守)

第8条

利用客は、当キャンプ場においては、当キャンプ場が定めてキャンプ場内に掲示した利用規則に従って頂きます。

(営業時間)

第9条

1. 当キャンプ場の主な施設などの営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示板でご案内いたします。

(1) 正門の門限

午前8時(開錠)～午後10時(閉錠)

(2) センターハウス棟

受付午前 8 時～午後 5 時

2. 前項の時間はこの限りではなく、やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

第 10 条

1. 利用者が支払うべき利用料金等の内訳及びその算定方法は、別表第2に掲げるところによります。
2. 前項の利用料金などの支払いは、利用客のチェックインの際又は当キャンプ場が請求した時、センターハウス棟において行って頂きます。
3. 当キャンプ場が利用客にサイトやプランを提供し、使用が可能になったのち、利用客が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申しあげます。

(当キャンプ場の責任)

第 11 条

当キャンプ場は、利用契約及びこれに関する契約の履行に当たり、またはそれらの不履により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当キャンプ場の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

第 12 条

当キャンプ場は利用客に契約したサイトやプランを提供できないときは、利用客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の利用施設を斡旋するものとします。

第 13 条

1. 利用客の手荷物が、利用先に先立って当キャンプ場に到着した場合は、その到着前に当キャンプ場が了解した時に限って責任を持って保管し、利用客がセンターハウス棟においてチェックインする際にお渡しします。
2. 利用客がチェックアウトしたのち、利用客の手荷物又は携帯品が当キャンプ場に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当キャンプ場は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め、14 日間保管し、その後最寄りの警察署（貴重品）に届けます。
3. 前2項場合における宿泊客の荷物又は携帯品の保管についての当キャンプ場の責任は、第1項の場合にあつては同条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 14 条

利用客が当キャンプ場の駐車場を使用する場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当キャンプ場は場所を貸与するものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当キャンプ場の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 15 条

利用客の故意又は過失により当キャンプ場が損害を被ったときは、当該利用客は、当キャンプ場に対し、その損害を賠償して頂きます。

別表第 I

●利用客が支払うべき総額

利用料金 (1)施設利用料

(2)サイト利用料

追加料金 (3) その他の利用料金

税金 消費税

《備考》 サイト利用料は、掲示する料金表によります。